

平成17年第2回竜王町議会定例会

平成17年6月10日

午前11時00開会

於 議 場

1 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議第32号 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議第33号 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議第34号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第6 議第35号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議第36号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議第37号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議第38号 竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第39号 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議第40号 平成17年度竜王町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第41号 平成17年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議第42号 平成17年度竜王町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 報第1号 平成16年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第15 報第2号 平成16年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第16 報第3号 平成16年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第17 議員派遣について

2 会議に出席した議員（13名）

1番 中島正己	2番 山田義明
4番 近藤重男	5番 辻川芳治
6番 寺島健一	7番 圖司重夫
8番 竹山兵司	9番 岡山富男
10番 西 隆	11番 川嶋哲也
12番 若井敏子	13番 勝見幸弘
14番 村井幸夫	

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

11番 川嶋哲也	12番 若井敏子
----------	----------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 山口喜代治	助 役 勝見久男
教 育 長 岩井實成	総務政策主監 佐橋武司
住民福祉主監 池田純一	産業建設主監 三崎和男
政策推進課長 小西久次	総務課長 北川治郎
生活安全課長 青木進	住民税務課長 杼木博子
福祉課長 久野まさ枝	健康推進課長 布施九蔵
産業振興課長 <small>兼農業委員会事務局長</small> 三井せつ子	建設水道課長 松村佐吉
出納室長 竹山喜美枝	教育次長 村地半治郎
教育課長 松浦つや子	

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 川部治夫	書 記 古株治美
-------------	----------

開会 午前11時00分

○議長（村井幸夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成17年第2回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることといたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 皆さん、おはようございます。

平成17年第2回の定例会を招集いたしましたところ、議員皆さま方には、何かとご繁忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

田園の緑も日一日と濃さを増してまいりましたきょうこのごろでございますが、残念なことに、去る5月27日、中村義彦議員が逝去されました。今後のますますの活躍を期待しておりましたのに、まことに痛恨の極みでございます。心より、ご冥福をお祈り申し上げます。

平素は、議員皆さま方には、町政運営につきまして格別のご指導とご支援をいただき、まことにありがとうございます。特に、去る5月29日に執り行いました町制50周年記念式典には、ご多忙のところご出席を賜り、本当にありがとうございました。

多くの来賓の方々をお招きし、盛大に開催させていただくことができました。皆さま方のご協力のおかげと、心よりお礼を申し上げる次第でございます。

さらには、5月31日に開催されました地域再生まちづくり懇談会主催のまちづくり研修会にご参加いただき、ご苦勞さまでございました。

さて、皆さま方もご承知のとおり、尼崎で発生しましたJR電車の脱線事故につきましては、107名もの尊い命が一瞬にして奪われたという痛ましい惨事となりました。災害は、いつ、どのようなところで発生するかわかりません。このようなことから、竜王町においても、しっかりと安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日提案させていただきます案件は、専決処分3件、条例改正5件、補正予算3件、繰越明許3件でございます。

ほかに、追加議案といたしまして、竜王町議員懲戒審査委員の人事案件1件であります。

以上、15件を提案させていただき予定でございますので、議員の慎重なるご審議を賜り、お認めいただきますようお願いを申し上げ、ごあいさつといたします。

○議長（村井幸夫） これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書、ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくようお願いを申し上げます。

なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村井幸夫） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、11番 川嶋哲也議員、12番 若井敏子議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（村井幸夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月23日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月23日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議第32号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町税条例の一部を改正する条例)

日程第4 議第33号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

日程第5 議第34号 専決処分につき承認を求めることについて

(平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算  
(第1号))

|       |       |                                       |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 日程第6  | 議第35号 | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例              |
| 日程第7  | 議第36号 | 竜王町税条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第8  | 議第37号 | 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例                |
| 日程第9  | 議第38号 | 竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例              |
| 日程第10 | 議第39号 | 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議第40号 | 平成17年度竜王町一般会計補正予算(第1号)                |
| 日程第12 | 議第41号 | 平成17年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第1号)           |
| 日程第13 | 議第42号 | 平成17年度竜王町水道事業会計補正予算(第1号)              |
| 日程第14 | 報第1号  | 平成16年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について           |
| 日程第15 | 報第2号  | 平成16年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について      |
| 日程第16 | 報第3号  | 平成16年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書について            |

○議長(村井幸夫) 日程第3、議第32号から、日程第13、議第42号までの11議案、および日程第14、報第1号から、日程第16、報告第3号までの3報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(山口喜代治) ただいま、一括上程いただきました議第32号から議第42号までの11議案、および報第1号から報第3号までの3報告につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第32号から議第42号までの11議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第32号 竜王町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったものでございまして、同条第3項の規定により、ご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

ご承知いただいておりますとおり、今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が17年3月に公布され、そのうちの一部につきまして4月1日から施行されたことに伴いまして、竜王町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

地方税制の改正にありましては、現下の経済、財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化の実現と、将来にわたる国民の安心を確保するため取りまとめられたものでございます。

主な内容を申し上げたいと存じます。

まず、町民税でございますが、1点目は肉用牛の売却によります町民税の課税の特例の適用期間を3年延長しまして、平成21年度までとするものでございます。

2点目は、いわゆるエンジェル税制と呼ばれるものでございまして、特定中小企業が発行します株式の譲渡所得等の金額を2分の1とする特例の適用期限を2年延長し、平成19年3月31日までの払い込みによる取得を対象とするものでございます。

次に、固定資産税でございますが、震災等による避難指示期間が最大発生時の翌年以降におよぶ長期間である場合に避難指示解除後3年間まで滅失や損壊した家屋の敷地であった住宅用地に対する特例措置を設けるものでございます。

阪神・淡路大震災にかかわります固定資産税の特例につきましては、適用期間を3年延長し、平成20年度分までとするものでございます。

最後に、特別土地保有税でございますが、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する一定の土地にかかります税額の減額措置の廃止に伴います所要の整備でございます。いずれも該当はございませんでした。

以上、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議第33号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでありまして、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

非常勤消防団員に係る損害補償につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の基準に従い、市町村の条例で定めることとなっておりますが、今般、非常勤消防団員等の障害補償等に係る障害等級について、地方公務員災害補償法の規定に準じて所要の規定を整備するなど、同政令の改正がされ、平成17年3月18日公布、施行されたことに伴い、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、障害の状態における手指の障害の等級の改正ならびに、目の障害の等級の改定、さらに所要の用語の整理のための改正でござい

ます。

なお、この政令によりますと、改正後の規定は平成 16 年 7 月 1 日より適用されますことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議第 34 号 平成 17 年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったものでございまして、同条第 3 項の規定により、ご報告申し上げ、議会の承認を求めらるものでございます。

平成 17 年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、現在、お認めをいただいております当初予算額が 8 億 8,400 万円でございます。補正予算第 1 号として歳入歳出それぞれ 1,551 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 9,951 万 6,000 円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成 16 年度におきまして老人保健医療事業特別会計の歳入歳出決算が医療費等に係る支払基金交付金、国庫負担金および県負担金の収入不足によりまして赤字となりますことから、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定によりまして、翌年度歳入の繰上充用を行い、次年度に赤字を持ち越さないこととするものであります。

歳入では、平成 17 年度に精算予定の支払基金交付金の医療費交付金が 499 万円、審査支払手数料交付金が 9 万 4,000 円、国庫支出金の医療費負担額が 987 万 9,000 円、県支出金の医療費県負担分が 55 万 3,000 円の、それぞれの増額補正でございます。

歳出では、前年度繰上充用金 1,551 万 6,000 円の増額でございます。

次に、議第 35 号 竜王町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正の内容は、通勤手当に係るものでございます。

本町の通勤手当は、通勤距離が片道 0.5 キロメートル以上のものに支給されておりますが、今般、国家公務員の支給範囲である原則通勤距離が片道 2 キロメートル以上で交通機関利用者、もしくは自動車等交通用具利用者に支給するよう改正するものでございます。

次に、議第 36 号 竜王町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本日提案させていただきました一部改正条例は、今年3月に地方税法等の一部を改正する法律が公布されましたことに伴います竜王町税条例の一部改正でございます。

主な改正内容を申し上げます。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲を定めるものでございますが、その範囲の見直しを行うものでございます。

年齢65歳以上の方のうち、前年の合計所得金額が125万円を超えない方につきまして、非課税の範囲から除外するものでございます。

平成18年度分から適用するものでございますが、18年度分、19年度分につきましては、一定の経過措置を設け、段階的に廃止するものでございます。

第36条の2は、町民税の申告の規定でございます。給与支払報告書の提出対象範囲を拡大するものでございまして、年の途中で退職された方につきましても報告書を提出するよう定めるものでございます。

附則の改正は、株式の譲渡益にかかわる改正でございます。

1点目は、新規公開特例でございますが、上場前に3年を越えて所有している株式を上場日から1年以内に譲渡した場合に譲渡益の2分の1に課税対象を軽減する特例の廃止に伴います所要の整備でございます。

2点目は、特定口座で管理されておりました株式につきまして、発行会社の清算終了等により、無価値か損失が生じた場合、株式等の譲渡損失と見なし、株式等にかかわります譲渡所得等の課税の特例を適用するものでございます。繰越控除も適用されることとなります。

最後に、自己が管理している上場株式等、いわゆる、たんす株の受け入れを平成21年5月31日までの間としまして受け入れのときの取得価格を実際の取得価格のみとする特例の新設に伴います所要の整備でございます。

付則では、施行日と町民税の経過措置としまして、先ほど申し上げました非課税の範囲の見直しに関します経過措置等を定めております。

次に、議第37号 竜王町福祉医療助成条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

当町におきましては、国の三位一体の改革や県の財政改革の影響を受ける等、大変厳しい財政事情の中、他市町から比べると広範囲な福祉医療助成費を維持し、今日まで実施してまいりました。

しかし、今回、滋賀県福祉医療助成制度の一部見直しにより、平成17年8月



1日の受給券更新時から一部負担を導入されることになりました県の改正に準じ、竜王町福祉医療助成の一部を次のように改正するものです。

改正の1点目は、心身障害者母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦、寡婦家庭の医療費について、平成17年8月診療分から自己負担金制度を導入するものでございます。

ただし、助成対象者本人、配偶者、扶養義務者で、主として当該助成対象者の生計を維持するもののすべてが町民税非課税の場合と重度の心身障害者、障害児については、自己負担金を求めないものでございます。

自己負担金としては、通院につきまして1診療報酬明細書当たり500円、1カ月当たりの自己負担金が500円に満たないときは、当該金額として調整報酬明細書には適用しないものとなります。

また、入院についての自己負担金は、1日当たり1,000円、月額1万4,000円を限度に、同一の医療機関における歯科診療および、歯科診療以外の診療は、それぞれ診療ごとに別の医療機関と見なし、1カ月に1万4,000円を限度とするものでございます。

2点目は、精神障害者の通院医療費公費負担制度を補充する形で通院医療費の5%相当分を福祉医療費として助成してきましたが、今回、福祉医療助成制度から切り離して、精神科通院医療費助成事業として新しく制度を設けることとなりましたので、重度精神障害者に関する規定の削除をするものでございます。

次に、議第38号 竜王町老人福祉医療費助成条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

竜王町老人福祉医療費助成は、県の助成制度を補完する形で町独自で65歳から70歳までを助成してまいりました。近年の少子・高齢化、地方分権等により、県内でも少子化対策へシフトされることもあり、65歳から69歳までの、すべての方を対象とする制度を維持しているのは本町のみとなっております。

今回の改正は、8月1日から所得制限を導入し、助成対象者本人が町民税非課税者であること。また、現在65歳から69歳までとなっております対象年齢を66歳から69歳まで、来年は67歳から69歳までと順次対象年齢を繰り上げて、平成21年7月末で助成を終了するものでございます。

先に上程いただきました竜王町福祉医療費助成条例の一部改正、ただいまの竜王町老人福祉医療助成条例の一部改正につきましても、大変厳しい財政運営の中で町民皆さまにご無理申し上げるものでございますが、どうかご理解をいた

できますようお願いをいたします。

次に、議第 39 号 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回、改正いたします竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の基準となっております消防団員等公務災害補償等、責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成 17 年 3 月 18 日に公布、同年 4 月 1 日に施行され、こうしたことから竜王町消防団員の処遇改善を図るために退職報償金の支払額の引き上げを行うものであります。

改正をいたします別表中、改正後の額は、改正前の額にそれぞれ 2,000 円を引き上げ、改正させていただくものです。

次に、議第 40 号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 40 号 平成 17 年度竜王町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、現在、お認めをいただいております当初予算額が 45 億 2,600 万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ 1,380 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 3,980 万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものとしましては、公共施設の経年によります庁舎空調冷凍機、公民館温水ボイラーならびに高圧受電設備など、施設の維持修繕、まちづくりに町民の意見を反映させるため、竜王町の地域再生を考えるまちづくり懇談会の設置に伴う委員報償費、8 月 1 日から実施の県の福祉医療制度改正に伴う電算システム変更や福祉医療費受給券の印刷等準備経費、滋賀中央信用金庫様からいただいた寄附金による図書館の図書購入費等の増額、ならびに 4 月 1 日から実施しました機構改革による職員の配置替えに伴う人件費の予算科目の組み替えをお願いするものでございます。

次に、議第 41 号 平成 17 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

平成 17 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が 8 億 6,400 万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,024 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 9,424 万 8,000 円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、現在、利率 6%以上の高利で発行しております地方債 1 億 3,024 万 8,000 円について、下水道高資本費対策借換債の対象

となりますことから、借換の措置をさせていただき、健全な財政運営に努めさせていただきます。

歳出につきましては、借り換えに伴う償還元金 1 億 3,024 万 8,000 円の増額でございます。

歳入につきましては、繰越金 34 万 8,000 円の増額、下水道高資本費対策借換債 1 億 2,990 万円の増額でございます。

また、第 2 表地方債補正につきましては、下水道高資本費対策借換債 1 億 2,990 万円の追加ならびに公共下水道事業債から流域下水道事業債へ 4,000 万円の変更をお願いするものでございます。

次に、議第 42 号 平成 17 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

平成 17 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、予算の第 4 条で定めました資本的収入および支出につきまして、現在お認めいただいております既決予定額が収入で 3,590 万円、支出で 8,674 万 1,000 円でございます。

今回、既決予定額の収入に 3,990 万円を追加し、収入の予定額を 7,580 万円に、支出に 4,004 万 8,000 円を追加し、予算の予定額を 1 億 2,678 万 9,000 円とさせていただきます。

補正予算の内容といたしましては、高金利対策借換債の発行に伴う企業債償還金に 4,004 万 8,000 円の増額をお願いするものでございます。

なお、収入額が高金利対策借換債 3,990 万円で、資本的収入額が資本的出額に対し 14 万 8,000 円の不足となりますが、利益剰余金の減債積立金により補てんさせていただきます。

以上、議第 32 号から議第 42 号までの 11 議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第 42 号につきましては、詳細につきまして担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 北川総務課長。

**○総務課（北川治郎）** ただいま、町長から、平成 17 年度竜王町一般会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

平成 17 年度竜王町一般会計予算の総額は、お認めいただいております当初予

算額が 45 億 2,600 万円で、今回、補正予算第 1 号として歳入歳出それぞれ 1,380 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 3,980 万円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、国民年金保険料未納者対策として、市町村から社会保険事務所へ未納者の所得情報を提供するための電算システム変更経費に係る基礎年金等事務交付金が 26 万 2,000 円の増額。

県の福祉医療費制度の改正に伴い精神障害者精神科通院医療費助成事業県補助金が 24 万円の増額、幼稚園教育と小学校教育の円滑な連携推進のための幼小連携推進事業県委託金が 3 万円の増額、昨年まで近江八幡信用金庫より受けておりました公立図書館図書整備に係る寄附金について、滋賀中央信用金庫に合併後も引き続き寄附をいただいたことになり、一般寄附金として 30 万円の増額。前年度繰越金が 1,302 万 4,000 円の増額などでございます。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、町ホームページの内容充実のため、編集業務委託に係る電算プログラム開発委託料が 22 万 7,000 円の増額、建築以来年数が経過しております庁舎空調用冷凍機の修繕費が 60 万円の増額。岡屋地先の南部防災倉庫の雨樋の修繕に 28 万 5,000 円の増額。竜王町の地域再生を考えるまちづくり懇談会委員報償費が 67 万 6,000 円の増額。県のミシガン州友好親善使節団受け入れ事業に伴うホームステイ受け入れ経費が 12 万 3,000 円の増額。県の福祉医療制度の見直しにより、自己負担金の導入がされたことによる電算システムの変更に伴う電算プログラム開発委託料が 51 万 3,000 円の増額。制度改正による精神科通院医療に係る福祉医療扶助費が 48 万円の増額。国民年金未納者に係る所得情報の社会保険事務所への提供が必要となり、電算国民年金システム開発委託料が 26 万 3,000 円の増額。利用児童の増加に伴う学童保育所教室の修繕および、エアコン設置に伴う放課後児童健全育成事業費が 91 万 4,000 円の増額。今年度から、空缶鳥の廃止に伴い、やまびこ共同作業所に委託しております空き缶処理について、処理場所の変更に伴う電気工事および回収用コンテナ購入経費 89 万 2,000 円の減額、ならびに須恵公共用地におけるストックヤードの架設工事費、空き缶運搬用袋購入費が 47 万円の増額。竜王町幼稚園便所改修にあわせ、火災報知機修繕を一体的に整備するため、修繕費 94 万 5,000 円を工事費に振り替えるとともにかかる設計費 23 万 5,000 円の増額。定期点検において改善の指摘を受けました公民館温水ボイラーの修繕に 200 万円、キューピクルの更新に 700 万円、それぞれ増額。寄附による図書館図書購

入費に 30 万円の増額などがございます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成 17 年度竜王町一般会計補正予算（第 1 号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 続きます、報第 1 号から報第 3 号につきまして、ご報告いたします。

報第 1 号および報第 2 号の平成 16 年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書および平成 16 年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告申し上げるものがございます。

本繰越明許費繰越計算書の内容につきましては、去る 3 月定例議会において、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越し、使用できる経費としてお認めをいただきました。

平成 16 年度の繰越明許費に係るものがございます。

一般会計では、防災まちづくり事業 700 万円を繰り越しさせていただきました。

防火水槽設置場所について、地元協議に時間を要したことから、年度内完了が困難となり、繰り越すことになったものがございます。

下水道事業特別会計では、竜王町特定環境保全公共下水道事業が 9,241 万 7,000 円を繰り越しさせていただきました。これは、関係機関との施工方法の再検討に時間を要したことから繰り越すことになったものがございます。

次に、報第 3 号 平成 16 年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、ご報告申し上げるものがございます。

この繰り越しにつきましては、配水管布設替事業が下水道工事の繰越により 1,243 万 6,000 円を繰り越すことになったものがございます。

今後におきましては、早期に完成できるよう努めてまいりたいと存じます。どうぞ、よろしくお願いを申し上げまして、報告といたします。

以上をもちまして、議第 32 号から議第 42 号までの 11 議案および、報第 1 号から報第 3 号までの 3 報告すべてにつきまして、順を追って提案理由を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、承認をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第 14、報第 1 号から日程第 16、報第 3 号について、質疑がありましたら、これを認めることにいたしますが、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第 14、報第 1 号から日程第 16、報第 3 号までの報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議員派遣について

○議長（村井幸夫） 日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思ひます。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、そのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告をいただくようお願い申し上げます。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午前11時46分